

宗教法人の解散の認証

根拠条文

宗教法人法第44条第1項

宗教法人は、前条第1項の規定による解散をしようとするときは、第2項及び第3項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

審査基準

(法令上の規定による基準)

宗教法人法第46条

所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理した日を付記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続きが第44条の規定に従ってなされているかどうかを審査し、第14条第1項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
9 0 日	機 関	行政監察・ 法人指導課	機 関	行政監察・ 法人指導課	
	期 間	日	期 間	9 0 日	